

② 道路交通状況

事業予定地周辺における7～19時の12時間自動車交通量（二輪車を除く）、歩行者及び自転車交通量は表1-5-5、図1-5-11及び図1-5-12に示すとおりである。

調査対象区域及びその周辺における自動車交通量は、平日及び休日ともに、高速名古屋新宝線（No.9）が最も多く、平日で約43,000台、休日で約27,000台となっている。都市高速道路以外では、平日及び休日ともに、中川中村線（No.4）が最も多く、平日で約29,000台、休日で約22,000台となっている。

事業予定地に隣接する広井町線（No.7）の自動車交通量は、平日で約15,000台、休日で約13,000台となっている。

調査対象区域及びその周辺における歩行者交通量は、平日及び休日ともに、名古屋津島線（No.1）が最も多く、平日で約33,000人、休日で約46,000人となっている。

事業予定地に隣接する広井町線（No.7）の歩行者交通量は、平日で約12,000人、休日で約7,500人となっている。

自転車交通量は、平日及び休日ともに、名古屋津島線（No.2）が最も多く、平日で約3,900台、休日で約3,300台となっている。

事業予定地に隣接する広井町線（No.7）の自転車交通量は、平日で約1,700台、休日で約1,600台となっている。

出典）「平成17年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市，平成19年）

表1-5-5 自動車、歩行者及び自転車交通量

道路種別	No.	路線名	観測地点	12時間交通量		
				自動車(台)	歩行者(人)	自転車(台)
主要県道	1	名古屋津島線	中村区名駅1丁目	27,177 (20,733)	33,213 (45,898)	1,762 (1,347)
	2		中村区太閤通3丁目	19,915 (17,691)	1,950 (1,248)	3,893 (3,340)
主要市道	3	江川線	西区新道2丁目	17,615 (15,882)	981 (668)	3,067 (2,263)
一般県道	4	中川中村線	中村区名駅南1丁目	29,085 (22,011)	2,782 (1,581)	2,871 (2,521)
	5	名古屋甚目寺線	西区名駅2丁目	27,837 (18,986)	1,301 (574)	1,308 (1,230)
一般市道	6	椿町線	中村区椿町	16,561 (13,068)	11,469 (9,923)	1,965 (1,759)
	7	広井町線	中村区名駅2丁目	15,010 (13,103)	11,821 (7,486)	1,715 (1,561)
	8		中村区名駅南4丁目	27,015 (16,480)	1,905 (840)	1,957 (1,202)
都市高速道路	9	高速名古屋新宝線	中村区名駅南1丁目	42,738 (26,824)	—	—

注)12時間交通量のうち、上段は平日、下段()内は休日を示す。

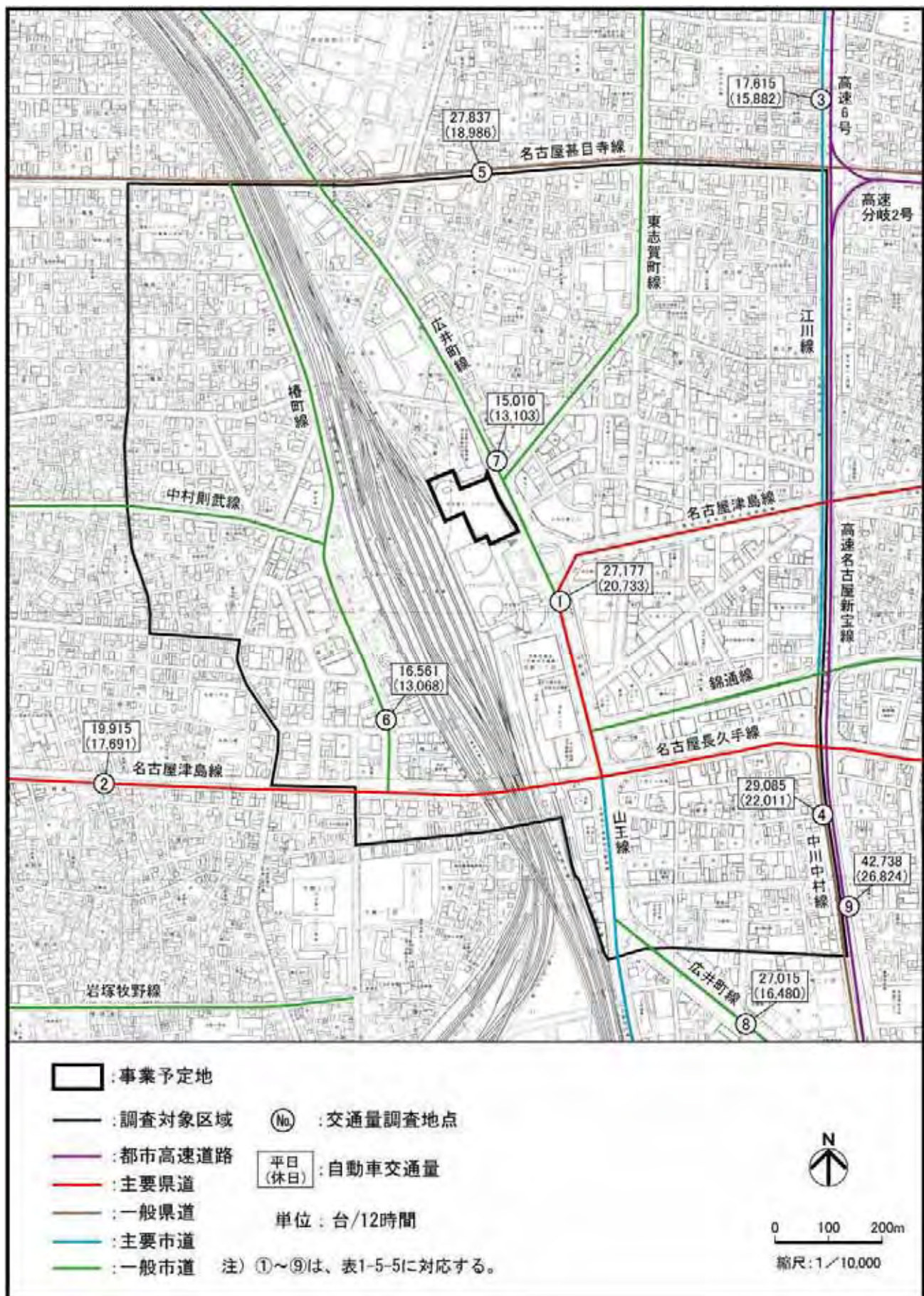


図 1-5-11 自動車断面交通量

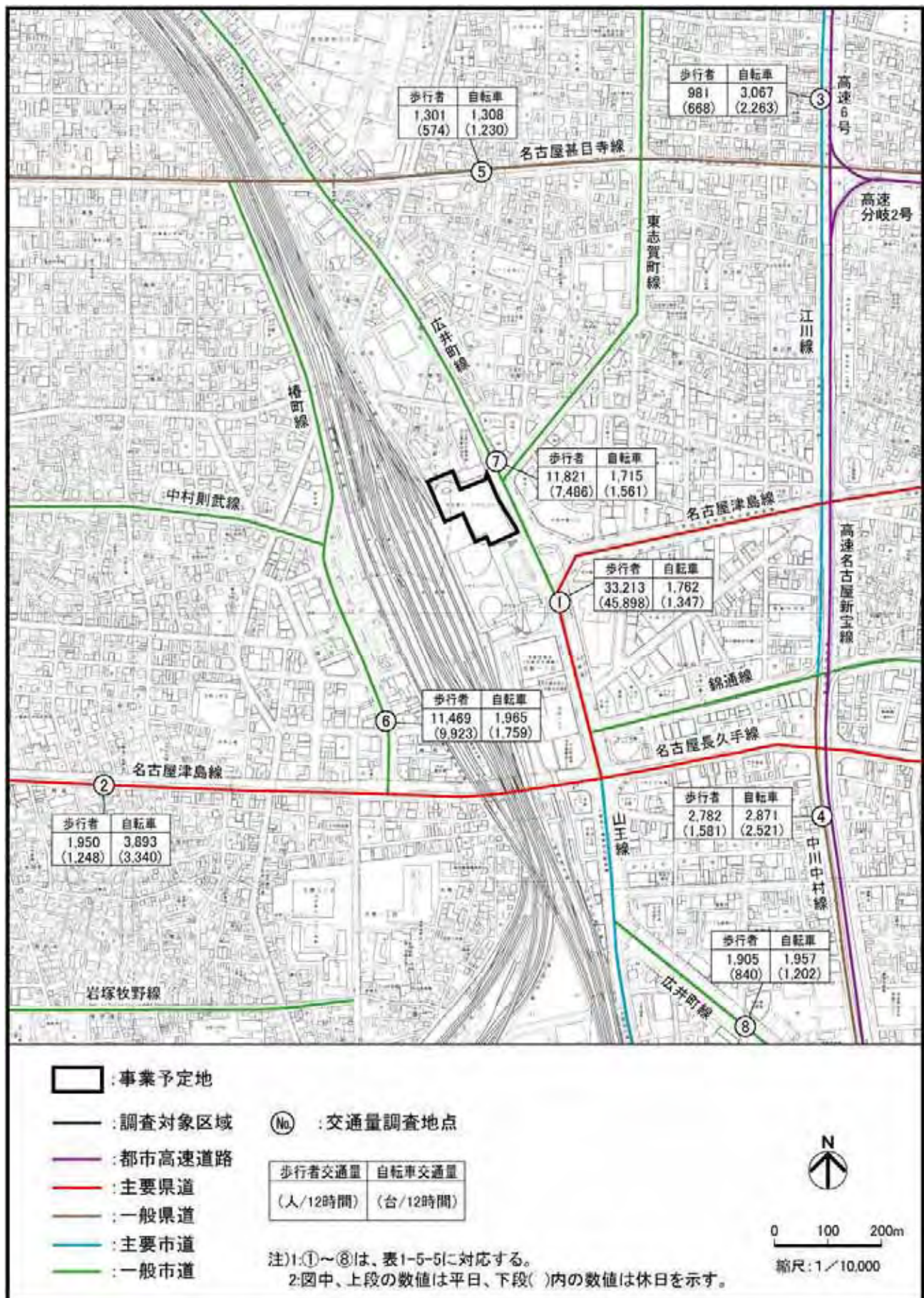


図1-5-12 歩行者及び自転車断面交通量

③ 公共交通機関の利用状況

調査対象区域内における平成 19 年度の駅別乗車人員は、表 1-5-6 に示すとおりである。

事業予定地周辺の駅別乗車人員は、JR 名古屋駅が約 70,000,000 人、名鉄名古屋駅が約 51,000,000 人、近鉄名古屋駅が約 24,000,000 人、あおなみ線名古屋駅が約 4,000,000 人、地下鉄名古屋駅が約 62,000,000 人である。

出典)「平成 20 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 21 年)

表 1-5-6 駅別乗車人員

単位:人

JR線	名鉄線	近鉄線	あおなみ線	地 下 鉄		
JR 名古屋駅	名 鉄 名古屋駅	近 鉄 名古屋駅	名古屋駅	名古屋駅	亀島駅	国際センター駅
69,884,659	51,069,412	23,604,661	4,017,040	61,534,560	1,451,146	1,551,537

(5) 地域社会等

① 公共施設等

調査対象区域には、図 1-5-13 に示すとおり、中学校が 1 箇所、小学校が 2 箇所、幼稚園が 1 箇所あるほか、専修学校及び各種学校が多数ある。その他には、病院が 1 箇所、保育所が 2 箇所、福祉関係施設が 4 箇所あるほか、どんぐり広場・児童遊園地が数箇所ある。

また、調査対象区域には、図 1-5-14 に示すとおり、都市計画公園が 2 箇所ある。

出典)「学区別生活環境調査報告書」(名古屋市, 平成 10 年)

「病院一覧 (平成 20 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)

「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)

「福祉施設等一覧」(愛知県ホームページ)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中村区・西区」(株式会社ゼンリン)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

② 文化財等

調査対象区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)及び文化財保護条例(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)により規定された文化財等はない。

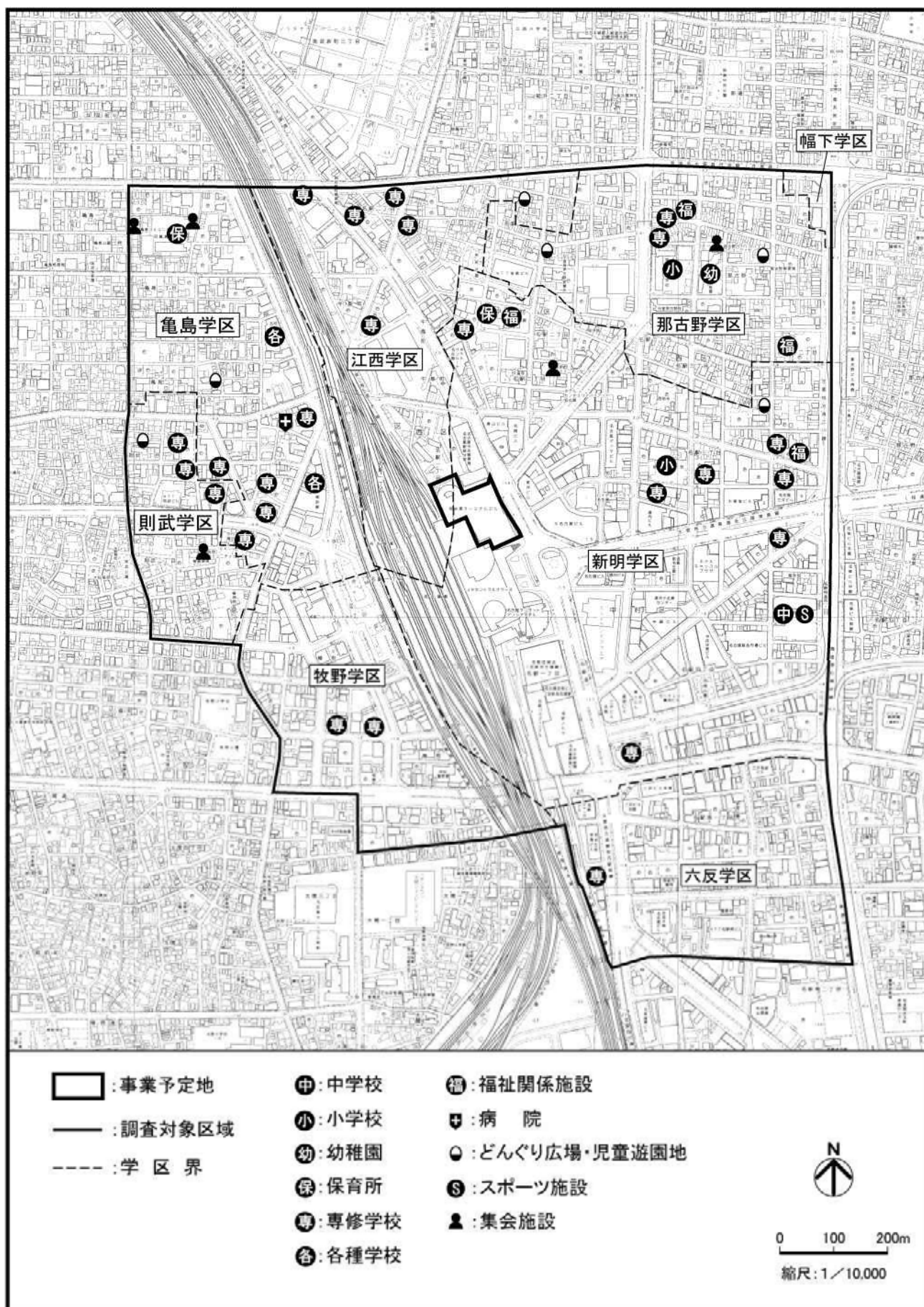


図 1-5-13 公共施設等位置図

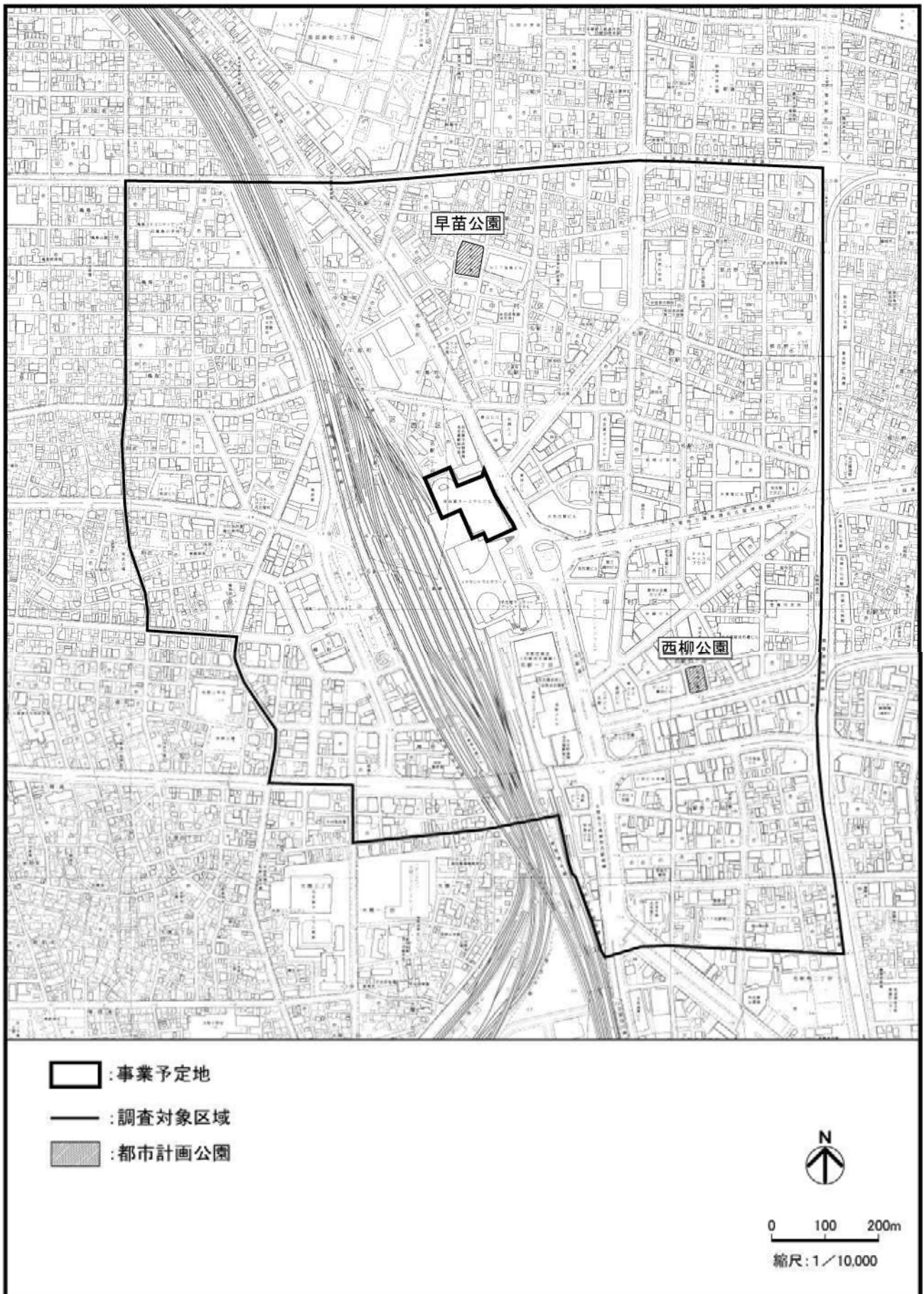


図 1-5-14 都市計画公園位置図

③ 下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は100.0%（平成20年3月31日現在）、公共下水道の人口普及率^{注）}は98.5%（平成20年3月31日現在）となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典）「平成20年度版 名古屋市統計年鑑」（名古屋市，平成21年）

④ 廃棄物等

名古屋市における平成19年度のごみ収集搬入量は682,748トンで、前年度と比べ約3.3%減少している。

平成19年度に名古屋市が収集したごみ収集量は、表1-5-7に示すとおりである。

中村区及び西区のごみ収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。資源収集の割合は、中村区は名古屋市と比べると低くなっているが、西区はほぼ同じ傾向を示している。また、環境美化収集（町美運動により集められたごみ等の収集）については、名古屋市と比べると、中村区及び西区ともに低くなっている。

出典）「事業概要（平成20年度資料編）」（名古屋市ホームページ）

表 1-5-7 ごみ収集量

単位:トン

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源収集	環境美化収集	合 計
名古屋市	376,661 (70.3%)	61,304 (11.4%)	9,935 (1.9%)	86,339 (16.1%)	1,894 (0.4%)	536,133 (100.0%)
中村区	25,139 (73.0%)	4,086 (11.9%)	554 (1.6%)	4,582 (13.3%)	81 (0.2%)	34,442 (100.0%)
西 区	24,780 (71.3%)	4,172 (12.0%)	498 (1.4%)	5,286 (15.2%)	21 (0.1%)	34,757 (100.0%)

注）（人口普及率）＝（処理区域内人口）÷（行政区域内人口）×100

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

ア 環境基準等

(7) 大気汚染

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。(資料2-1(資料編 p.48) 参照)

(イ) 騒音

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。(資料2-2(資料編 p.49) 参照)

(ウ) 水質汚濁

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。(資料2-3(資料編 p.50) 参照)

(エ) 土壌汚染

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。(資料2-4(資料編 p.57) 参照)

(オ) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。(資料2-5(資料編 p.58) 参照)

イ 規制基準等

(7) 大気質

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。(資料2-6(資料編 p.59) 参照)

(イ) 騒音

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。また、同法第17条第1項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。(資料2-7(資料編 p.63) 参照)

(ウ) 振 動

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) 及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。(資料 2 - 8 (資料編 p. 67) 参照)

(エ) 悪 臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号) に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号) に基づき特定事業場からの排水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年愛知県条例第 4 号) で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及びリンについて、総量規制基準が定められている。

(カ) 地 盤

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。(資料 2 - 9 (資料編 p. 70) 参照)

なお、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号) に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中村区及び西区には、同法に基づく規制はなされていない。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、揚水機の吐出口の断面積が 78 cm^2 を超える設備を用いて、ゆう出水を排水する掘削工事を実施する場合は、関係事項を名古屋市長に届出し、同条例の規則で定める事項を報告しなければならない。

(キ) 土 壌

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、大規模な土地（3,000 m²以上）の改変時には、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

また、事業予定地の一部は、「名古屋駅都市景観形成地区」に指定されており、建築物、工作物及び屋外広告物を対象とした行為が制限される。

(コ) 日 照

事業予定地北側の用途地域は、商業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域には該当しない。（資料 2－10（資料編 p. 71）参照）

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成 11 年名古屋市条例第 40 号）における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

(ク) 緑 化

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、商業地域については、敷地面積 500 m²以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10 分の 1 以上を緑化する必要がある。なお、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）では「市長がやむを得ないと認めて許可した場合に限り緑化率の最低限の適用を除外することができる」とされ、名古屋市の運用では建築用途（学校、工場等、交通関連施設）等による除外項目が示されている。（資料 2－11（資料編 p. 74）参照）